

第7期第3回高圧ガス規格委員会
議事次第

1. 日時

令和8年6月23日(火) 10:00-12:00

2. 開催方法

WEB開催 (Zoomを使用)

3. 議事

- (1) 開会 (資料 01、02)
- (2) 【審議】 高圧ガスの配管に関する基準(KHKS 0801) の定期見直し (資料 03、04)
- (3) 【審議】 高圧ガス製造事業者のリスクアセスメント・ガイドライン (KHKTD 5810) の定期見直し (資料 05、資料 06)
- (4) 【審議】 技術的質問状への対応 (資料 07)
- (5) 【審議】 技術基準整備3ヶ年計画 (2026~2028年度) (資料 08)
- (6) 【報告】 直近の KHKS 改正状況 (資料 09)

配付資料

- 資料 01 委員名簿 (高圧ガス規格委員会)
資料 02 審議事項の概要 (第7期第3回高圧ガス規格委員会)
資料 03 高圧ガスの配管に関する基準 (KHKS 0801) の定期見直しにおける対応
資料 03 別添 KHKS 0801 の設計係数に係る規定の見直しの詳細
資料 04 高圧ガスの配管に関する基準 (KHKS 0801) 改正案
資料 05 高圧ガス製造事業者のリスクアセスメント・ガイドライン (KHK TD 5810) の定期見直しにおける対応
資料 06 高圧ガス製造事業者のリスクアセスメント・ガイドライン KHK TD 5810(2020)
資料 07 技術的質問状の受理状況及びその対応
資料 08 高圧ガス規格委員会_技術基準整備3ヶ年計画(2026~2028年度) (案)
資料 09 直近の KHKS 改正状況

- 参考資料 01 高圧ガス保安協会の技術基準作成等
参考資料 02 技術的質問状 (2025年10月3日付)

以上

委員等倫理心得

委員等は、以下の事項を遵守しなくてはならない。

(専門性の保持)

第1条 委員等は、自己の専門的知識と技術的良心に基づいて技術基準の作成に貢献すると共に、専門分野の技術力向上に絶えず努めなければならない。

(中立性の確保)

第2条 委員等は、公共の安全の確保を最優先に考えなければならない。

2 委員等は、専門家として中立的立場で行動し、関係者の利害関係の相反の回避に努めなければならない。

(秘密保持義務等)

第3条 委員等又は委員等にあった者は、技術基準の作成に関して知得した秘密を漏らしたり盗用したりしてはならない。また、それらの秘密を個人的な目的のために使用してはならない。

2 委員等は、各々の委員会等の承認なしに委員会等の名称を使い、委員会等の意見を公表してはならない。

(品位の保持)

第4条 委員等は、強い責任感をもって、その名誉を汚す行為を慎まなくてはならない。